

日 本 電 線 工 業 会 規 格

J C S

高圧EPゴム絶縁クロロプレンキャブタイヤケーブル

J C S 4 3 5 3 : 2 0 1 3

無断複写禁止

Unauthorized Duplication/Copying is Strictly Prohibited

(一社) 日本電線工業会

平成25年12月 改正

一般社団法人 日本電線工業会

まえがき

この規格は、日本電線工業会規格管理規程に基づいて制定した団体規格である。この規格の適用は、知的財産権に関わるか否かの確認を含めて、製品の生産者あるいは規格の利用者の責任において行われなければならない。

この規格は、日本電線工業会産業用電線・ケーブル専門委員会の審議により改正したものであり、平成25(2013)年12月4日より発効し、発効の日から少なくとも5年を経過するまでに日本電線工業会の専門委員会の審議に付され、速やかにこれを確認し、継続、改正又は廃止の処置がなされる。

目 次

1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 種類及び記号	1
4. 特性	2
5. 材料, 構造及び加工方法	2
6. 試験方法	3
7. 検査	4
8. 製品の呼び方	4
9. 表示及び包装	5
付表	6
解説	9

高圧E Pゴム絶縁クロロプレンキャブタイヤケーブル

High-voltage ethylene-propylene rubber insulated polychloroprene sheathed flexible cables

1. 適用範囲 この規格は、3 300 V及び6 600 Vの主として移動用電気機器の電源回路その他可とう性、耐屈曲性が要求される場合に使用するエチレンプロピレンゴム（以下、E Pゴムという。）絶縁クロロプレンキャブタイヤケーブル（以下、ケーブルという。）について規定する。

2. 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む)を適用する。

JIS C 3005 ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法

JIS C 3152 すずめつき軟銅線

3. 種類及び記号 種類及び記号は、表 1 による。

表 1 種類及び記号

種類	記号 (1)	備考
3 300 V 2種E Pゴム絶縁クロロプレン キャブタイヤケーブル	3 300 V 2 P N C T	水上電線路用
3 300 V 3種E Pゴム絶縁クロロプレン キャブタイヤケーブル	3 300 V 3 P N C T	移動用電気機器の電源回路 その他
6 600 V 2種E Pゴム絶縁クロロプレン キャブタイヤケーブル	6 600 V 2 P N C T	水上電線路用
6 600 V 3種E Pゴム絶縁クロロプレン キャブタイヤケーブル	6 600 V 3 P N C T	移動用電気機器の電源回路 その他

注 (1) 記号の意味は、次による。

P : E Pゴム

N : クロロプレンゴム

C T : キャブタイヤケーブル